

第2回「高知県歴史的公文書の保存等に関する検討委員会」概要

1 日時

平成21年10月20日（火）13:30～16:15

2 場所

高知県庁 第二応接室

3 議事の概要

(1) 書庫の調査

議事の前に高知県庁内書庫を調査

【委員】

- ・ 保存期間が経過した文書の廃棄は確実にできているのか。
- ・ 決裁文書は、すべて各課から書庫に移すのか。

【事務局】

- ・ 保存期間満了文書は、毎年文書を作成した課に確認し、必要ないものは廃棄している。
- ・ 原則書庫に移すが、広報広聴課との協議により各課で保管する場合もある。

【委員長】

- ・ 保存しなければならない文書を、誤って廃棄することはないのか。

【事務局】

- ・ 作成した文書は所属長が保存期間を定め、広報広聴課へ引き継ぐことになっており、誤って廃棄することはない。

(2) 第1回検討委員会の論点整理の確認

資料1に基づいて事務局が説明

【委員】

- ・ この委員会で検討したことが、公文書以外の資料の取り扱いを検討する際に影響を及ぼしはしないのか。

【事務局】

- ・ この委員会では、県の公文書をきちんと保存するルートを作るための検討をしているので、他の歴史的な資料に関する検討の妨げにはならないと考えている。

【委員】

- ・ 報告書は高知県庁の公文書を対象に取りまとめるが、高知県全体の公文書についての出発点になるような内容にした方がよいのではないのか。
- ・ 報告書には、県の公文書以外の文書に対する道筋を記載する必要があるのではないのか。

【事務局】

- ・ 保存期間満了後に廃棄している県の公文書について、歴史的公文書として保存する道筋をつけたい。県が保有する公文書以外は、公文書館のあり方も含めて今後検討していきたい。

【委員】

- ・ 報告書には、県が保有する公文書以外の取り扱いについて、今後の課題が残っていることを明記すること。

【事務局】

- ・ 報告書の具体的な内容は、この委員会の中で素案を出していきたい。

【委員長】

- ・ 県が保有する公文書以外の取り扱いについて、委員の意見を盛り込んだ報告書案を作成すること。

【委員】

- ・ 報告書は、各市町村の参考になるようなものにする必要がある。
- ・ 庁舎内に保存している公文書の範囲に、教育委員会が入らないのか。
- ・ 今回の議論が教育委員会の公文書に影響する可能性はあるのか。

【事務局】

- ・ 教育委員会は含まない。
- ・ 教育委員会の公文書規程は、知事部局の規程を準用している。この委員会での動きは教育委員会、警察、議会にも伝えており、県としての考えがまとまった時にも情報提供していきたい。

【委員長】

- ・ 事務局は、各委員の意見の論点整理をして示すこと。

(3) 歴史的公文書の定義の検討

資料2に基づいて事務局が説明

【委員】

- ・ 事務局の案には、どのような気持ちが込められているのか。
※事務局案：歴史的価値を有すると認められる公文書

【事務局】

- ・ 県が基準に基づいて選別したという表現がよいと考えている。

【委員】

- ・ 「文化的」という表現は入れないという判断なのか。

【事務局】

- ・ 歴史的、文化的、学術的という表現をどこまで区別するかはまだ整理できていない状態だが、「歴史的」とするのが一番県民にも分かりやすくよいのではないか。

【委員】

- ・ 行政の立場のみでなく、歴史学の立場からも残すべきものは保存される仕組みが必要である。
- ・ 県の担当者がマニュアルに基づいて文書の価値を判断していると、歴史学の立場で保存されるべきものが選別されない可能性がある。報告書では、このことについても触れる必要があるのではないか。

【事務局】

- ・ 選別の際に、最適な方の知恵を借りる仕組みができないかと内部で議論している。

【委員】

- ・ 選別する職員が複数の観点を持つことができるように、歴史的という文言に、例えば文化的などプラスアルファで何々のと付けた方がよいのではないか。

【事務局】

- ・ 定義のほか選別の方針や基本的な考え方の中で、保存すべきものを職員に徹底したい。

【委員】

- ・ 歴史的価値に文化的、学術的な価値などを含めると位置づけるなら、歴史的とはこういうことも含むと注記してはどうか。
- ・ 選別基準などには、歴史的価値を有する一つの具体事例として、文化的・学術的価値にも広がる意味での選別が問われることを組み込んでどうか。
- ・ 現時点で歴史的価値を有するだけでなく、将来、歴史的資料になる可能性があるものも含むという解釈をしてはどうか。

【委員長】

- ・ 定義は、「歴史的価値を有すると認められる公文書」とする。

(4) 歴史的公文書の選別基準の検討

資料3に基づいて事務局が説明

①選別基準

【委員】

- ・ 「昭和20年以前に作成し、又は取得した公文書は、歴史的公文書として選別する」と、昭和20年で線を引く理由は何なのか。

【事務局】

- ・ 戦災でほとんどの公文書が焼けているので、昭和20年以前のは貴重な歴史資料との認識である。

【委員】

- ・ 選別基準に史跡、文化財に関する公文書がないのはなぜなのか。
- ・ 教育委員会の所管だから、ないのではないか。
- ・ 「24 その他知事が必要と認める公文書」とあるが、必要と認めなかったら拾えないということか。「その他、1から23までに属さない公文書」とする方がよいのではないか。
- ・ 24は、その他のものをすくうために設けているのではないか。

【事務局】

- ・ 他県の事例でも「その他、歴史的資料として重要であると認められるもの」などとあり、事務局案では「知事が必要と認めるもの」とした。

【委員長】

- ・ 24は「その他、歴史的価値を有すると認められるもの」と修正する。

②選別時期

【委員】

- ・ 保存期間が満了した時とすることに、あまり議論の余地はないのではないか。
- ・ やはり満了した時となるのではないか。
- ・ 保存期間満了前には、リスト選別ならできないわけではないが、現場で見て判断するとなると現実的には難しいと思われる。
- ・ 選別基準を細かく理解できれば、文書の作成時点で歴史的に残すかどうかを判断できる。文書作成時と廃棄時の二段構えで選別するのが理想である。
- ・ 他県の事例では、起案時に歴史的公文書にあたるものを決めている市もあるようだ。

【委員長】

- ・ 選別の時期は、保存期間が満了した時期とする。

③選別の対象とする保存期間

【委員】

- ・ 少なくとも5年保存のものは対象とするべきではないか。
- ・ 大きなプロジェクトなどは、1年・5年でも保存するという別項のようなものが必要ではないか。

【事務局】

- ・ 公文書規程では概ね、県の様々な要綱や行政の計画などで特に重要なものは30年、重要なものは10年、その他は5年保存としている。事務局案では選別対象を10年・30年保存文書としているが、1年・5年保存でも重要なものは選別対象としたい。
- ・ 留意事項を規定し、重要なものは一括して保存することとしたい。

【委員】

- ・ 他県の公文書館の方から、1年のものは選別の対象から外しているため、毎年あるようなありふれたものが残らないと聞いたことがある。
- ・ 歴史的に重要と思われるものばかりを追っていると、当たり前の生活が残らないかもしれないので、サンプル保存は非常に重要ではないか。
- ・ 保存期間が10年・30年のものを選別すると決めると、それが一人歩きするのではないか。
- ・ 事務局案の「ただし、1年または5年のものであっても、選別の基本的な考え方や留意事項に該当する重要なものと思われるものは選別の対象とし、重要と思われるもの以外でもサンプル保存という方法も検討する」という部分を大事にすべきである。

【委員長】

- ・ 「ただし、1年または5年のものであっても、選別の基本的な考え方や留意事項に該当する重要なものと思われるものは選別の対象とし、重要と思われるもの以外でもサンプル保存という方法も検討する」という部分を大事にすることを強く要望する。

④永年保存区分の取り扱い

【委員】

- ・ 永年を有期限に切り替えるのか。今後の段取りについて、何か見通しはあるのか。

【事務局】

- ・ 現在の最長の保存期間である30年経った時点で選別対象とするか、30年を待たずに対象とするかの2つのやり方が考えられる。

【委員長】

- ・ 永年保存区分の取扱いは、事務局案のとおりとする。

⑤選別する方法

【委員】

- ・ アーキビストという専門職を配置する状況にはないのか。
- ・ 基本的に職員が選別をするので、何らかの第三者の目を入れる工夫や仕組みが必要ではないか。
- ・ 職員が意識、意欲を持って仕事にあたるよう、充実した研修をする必要があるのではないか。
- ・ 各課が一次選別をする場合は「迷ったら残す」こととし、判断がつかなければ二次選別に回すことを徹底すること。
- ・ 歴史的公文書は組織体として選別し、維持管理する専門セクションに複数の専門職員を置くべきである。

- ・ 選別作業を始めると、新しい課を一つ作るくらいの業務になるのではないか。
- ・ 今はまず、捨てられていくものを止めなくてはならない。
- ・ 将来的には、いかに整理・保存して、公開の態勢を整えるかが重要である。

【委員長】

- ・ 疑わしくは残す、専門職は複数置くなど将来に向けた課題はあるが、選別方法は事務局案のとおりとする。

4 閉会